

## 平成28年度宮崎地方・家庭裁判所委員会（第2回）における議事概要

- 1 開催日時 平成28年11月18日（金）午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 場 所 宮崎地方裁判所大会議室
- 3 出席者（委員別，50音順）
  - （地裁委員） 赤木幸子（家裁委員兼務），柏田芳徳，駒山学，佐藤知徳（家裁委員兼務），須田啓之（家裁委員兼務），中村紀代子，西山昌彦（家裁委員兼務），長谷透（家裁委員兼務），藤田光代，両角晃，渡辺吏（家裁委員兼務）
  - （家裁委員） 加藤聡，倉山茂樹，高橋高人，松田公利，三好泰廣
  - （列席者） 地家裁事務局長，民事首席書記官，刑事首席書記官，首席家庭裁判所調査官，家裁首席書記官
  - （庶務担当者） 地裁総務課長，家裁総務課長
- 4 議事（□：委員長，△：学識経験者，◎法曹委員，◇：裁判所）
  - ・裁判所の担当者において「裁判所における広報活動」に関する説明を行った。
  - ・意見交換
  - 今回のテーマは、「裁判所における広報活動について」であるが，先ほどの裁判所からの説明等に対する御意見，御感想などを自由に発言していただきたい。
  - ◎ 一般的に，紛争を解決するために，相談窓口や手続を自ら調べる人はほとんどいないのではないかと。本人申立てが容易な調停を中心に広く広報し，まずは裁判所に足を運んでもらうよう取り組んではどうか。裁判所に来庁した方に各種手続を案内するほか，必要に応じて裁判所外の機関も紹介するなどして，頼りになるといったイメージを醸成していけばよいのではないかと。
  - △ 最高裁判所のホームページに，手続の概要や申立書のひな型とその記載例などが掲載されているが，裁判所の手続を必要としている人にとっては，非常に役立っているのではないかと。ホームページの充実をもっと図ってはどうか。
  - ◎ 調停は，手続費用が安く，裁判所に行って自分たちで何とか申立てができる利用しやすい制度だということが知られていないと思われる。制度を周知するためには法教育が必要であると思われるところ，法教育の一環として講演を行うことがあるが，関心がない人は，講演を聞きに来てくれないので伝わらない。
  - △ 裁判所内には，総合案内のように担当窓口を案内するものは設けられているのか。
  - ◎ 家事事件の案内については，案内板が設置されている。
  - ◇ 案内板のほか，当庁では，庁舎出入口にいる守衛が，来庁者が利用したい手続がはっきりしていればそれに応じた担当窓口を案内し，はっきりしない場合は，簡易裁判所を案内している。そして，簡易裁判所の職員が，事情を聴いた上，手続や他の窓口を案内するようにしている。
  - △ 調停委員として携わった調停事件において，当事者から話を聴くと，まずは県や市町村役場の相談窓口へ相談しているようである。県などの相談窓口へ手続メニューを広報することが効果的ではないかと思われる。
  - △ 一般的に，紛争解決のためにいきなり調停を選択し，気軽に裁判所へ行くという人は

ほとんどいない。新聞を読まない若者も増えるなどしているので、インターネットなどの活用を検討してはどうか。

□ 弁護士会及び検察庁から、それぞれの法教育のための広報活動を紹介していただきたい。

◎ 弁護士会における法教育のための広報活動として、「出前授業」と「ジュニア・ロースクール」を実施している。

まず、「出前授業」については、学校からの個別の要請に基づいて行っているが、学校のカリキュラムが年間を通して決まっていて、調整が難しく、広報活動として浸透するにはまだまだ時間が掛かると思われる。

次に、「ジュニア・ロースクール」については、裁判所との共催で、毎年夏休みに中高生を対象に実施しており、法的なものの考え方、事実の多面的な見方等の涵養を図っている。実施に当たり、チラシを教育委員会や学校へ送付して募集し、多数の参加者を得ている。当日は、数名の学生に役を割り振って、裁判所の法廷で模擬刑事裁判を行い、その後、いくつかの班に分かれて合議し、各班の結論をそれぞれ発表してもらうことを主な内容としている。参加した生徒から、「法曹関係も将来の仕事の選択肢の一つとしたい。」などの感想が寄せられた。

◎ 検察庁における法教育のための広報活動として、弁護士会同様、学生を中心として講義を実施している。講義を行っていることは、文科省を通じて、県の教育機関に情報提供している。年間に、2、3校程度へ出向き、7、8校程度が来庁し、講義を行っている。生身の検察官を見てもらい、怖いというイメージを払拭して、身近に感じてもらうと考えている。

□ どのようなルートで、法教育のための広報活動を進めたらいいか御意見を伺いたい。

△ 県内の学校に対し、いわゆるキャリア教育を行って、物事の考え方や問題解決能力などを育むよう指導しているが、そのためにはどのような授業をすればいいか先生方は困っていると聞いている。キャリア教育という位置付けで学校等へアプローチしてはどうか。

◎ 法曹三者が協力し、そろってキャリア教育として広報活動を行えば、ニーズはあるのではないか。

◎ 申込みを待つのではなく、裁判所から、個別に学校へアプローチしてもいいのではないか。

△ 紛争解決のために、裁判所に直接行くのはなかなか難しいと思われるので、地方自治体と連携し、各市町村役場に手続の案内窓口を設けることはできないか。また、憲法週間行事の案内があり、知人を誘って参加したところ、一同貴重な体験ができた。このような企画の実施が、裁判所へ行くきっかけになっていると思われる。

◎ 裁判所から地方自治体、教育委員会等へ積極的にメニューを提示し、ニーズに適ったものを選択できるようにする必要があるのではないか。裁判傍聴や模擬裁判についても、刑事事件に限らず、一般の方に関わりが多いと思われる民事事件で行うことが必要ではないか。また、裁判所内には、総合案内窓口を設けて、気軽に聞けるような配慮も必要ではないか。

△ 法教育として、地方自治体が開設する市民講座を活用してはどうか。

5 次回予定

- ・委員長：次回のテーマについて意見等はあるか。意見等がなければ、「犯罪被害者のための制度（刑事・少年）について」を議題とすることはいかがか。
- ・全員：了承
- ・次回委員会：平成29年5月19日（金）午後1時30分